

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画の体系・骨子

※下線部分が見直し部分

第2次計画の体系			体系見直しの要素	第3次計画の体系				
重点目標	基本課題	施策の基本的方向	市民意識調査等からみる現状	第3次計画に向けた課題	重点目標	基本課題	施策の基本的方向	具体的な施策
配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援	I 相談体制の充実	1. 相談窓口体制の周知と充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民調査（問7）で、暴力行為について、『何を言っても長時間無視し続ける』『交友関係や電話を細かく監視する』『他の異性との会話を許さない』で思わないが高く、約2割。 市民調査（問8）で、DV被害経験として、身体的な暴力、人格の否定について、女性及び40歳代・50歳代で高い。 市民調査（問9）で、暴力行為はリモートワークや失業などの影響があったと思う人が21.1%。 市民調査（問10）で、配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談相手として、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が53.7%と最も高い。 市民調査（問11）で、配偶者や交際相手から暴力を受けたことを相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が54.7%と最も高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関への相談や民間の相談機関等に相談する人がごくわずかとなっており、潜在的な被害者を拾い切れていない可能性がある。 行動を制限する社会的暴力など、身体の直接的行動ではない行為が暴力と認識していない人が2割程度いる。 DVに悩む人が、誰でも、早めに相談することができるよう、男性向けも含めた相談窓口の周知が必要。 DVに悩みながらも相談に至っていない潜在的な被害者は未だに多い可能性がある。 	I. 相談窓口体制の周知と充実	<ul style="list-style-type: none"> （1）加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実 （2）相談窓口の周知と充実 （3）相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人）に応じた情報提供や相談支援 		
							2. 相談員等の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> （1）相談員等の各種研修への参加 （2）相談員等への被害防止、心理的ケアの実施
	II 被害者の安全確保	1. 緊急時における安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 市民調査（問17）で、暴力行為を防止するため、「安心して相談できるような身近な相談窓口を増やす」が74.9%と最も高く、次いで「学校や大学において、児童・生徒・学生に暴力を防止するための教育を行う」が55.9%、「加害者への罰則を強化する」が52.7%。 	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市の相談窓口における初期対応と、警察の協力による休日夜間の緊急対応をあわせ、安心して相談できる体制が必要。 加害者への罰則等は、国の動向を注視しつつ、県や各種団体へ要望を行うことが必要。 	II. 被害者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 1. 緊急時における安全確保 2. 被害者の情報の保護 3. 保護命令等の情報提供と申立てにかかる手続きの支援 	<ul style="list-style-type: none"> （1）被害者及び同伴家族の安全確保 （2）子どもの安全確保 （3）警察や県との連携による一時保護 	
		2. 被害者の情報の保護	-	-			2. 被害者の情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> （1）住民基本台帳の閲覧等の制限 （2）関係部局における情報管理の徹底
		3. 保護命令等の情報提供と申立てにかかる手続きの支援	-	-			3. 保護命令等の情報提供と申立てにかかる手続きの支援	<ul style="list-style-type: none"> （1）保護命令制度に関する情報提供 （2）裁判所への同行支援
	III 被害者の自立支援と生活再建の支援	1. 被害者の自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 市民調査（問14）で、暴力行為を受けても別れなかった理由として、「子どもがいるから、子どものことを考えたら」が70.1%と最も高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的制度を利用して生活再建を図ることの情報提供を行い、支援機関へつなぐ必要がある。 	III. 被害者の自立支援と生活再建の支援	<ul style="list-style-type: none"> 1. 被害者の自立に向けた支援 2. 被害者の子どもへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> （1）自立に向けた情報の提供 （2）生活再建に向けた支援 （3）住宅の確保に向けた支援 （4）就労に向けた支援 （5）心理的ケアに関する相談窓口の情報提供 	
		2. 被害者の子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 市民調査（問16）で、子どものDV認知の状況として、40歳代・50歳代・70歳以上の女性で「暴力を受けていたところを見ていたので知っていた」が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの不安軽減など心のケアを充実させていくことが必要。 			<ul style="list-style-type: none"> （1）就学や保育に関する支援 （2）スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施 （3）子ども家庭総合支援拠点における相談実施 （4）関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施 	
	IV DVを許さない意識づくりの推進	1. DV防止に向けた市民・事業所等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> DVという言葉について、「知っている」が市民調査（問1）で94.2%、高校生調査（問1）で、95.9%。 DVの内容を理解しているかについて、「理解している」が市民調査（問2）で86.8%、高校生調査（問2）で、79.1%。 	<ul style="list-style-type: none"> DVという言葉が市民に浸透しているものの、DVの形態を正しく周知し、DVの多くが何種類かの暴力が重なって起こっていることを周知する必要がある。 加害者を生み出さないためのDV未然防止や加害行為の抑止に向けた取組みが必要。 	IV. DVを許さない意識づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 1. DV防止に向けた市民・事業所等への啓発 2. 子ども・若者に対する予防啓発と相談体制の充実 3. DVに関する調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> （1）冊子やカードなどの啓発物品の配布 （2）市民向け講演会の開催 （3）「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）の周知 	
		2. 子ども・若者に対するデータDV防止の教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 高校生調査（問11）で、暴力にあたると思う行為について、『携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックする』で思わないが高く、約5割。 データDVという言葉について、「知っている」が市民調査（問3）で50.1%、高校生調査（問3）で68.5%。 高校生調査（問8）で、データDV被害経験の状況について、全ての項目で9割以上の方で経験がないと回答しているものの、『頻繁に電話してきたり、どこで誰と会っているかをしつこく聞いたりすること』については4.5%の経験者がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 高校生では、相手を監視する行動を制限する行為については暴力の認識が低い。さらに、高校生では、相手の行動を制限する行為や、相手を独占するような行為が発生している。 			<ul style="list-style-type: none"> （1）データDV防止教育・啓発の実施 （2）発達段階に応じた教育・啓発の実施 （3）若年層が相談しやすい環境の整備 	
		3. DVに関する調査研究	-	-			3. DVに関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> （1）市民への意識調査の実施 （2）災害時におけるDV等被害者の相談対応マニュアルの検討 （3）男性をはじめとした障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等の多様な被害者に対する調査・研究
	V 支援体制の充実	1. 庁内支援体制の整備	-	<ul style="list-style-type: none"> 早期発見のための通報制度を整備していく必要がある。 	V. 支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1. 庁内支援体制の整備 2. 関係機関との支援体制の強化 3. 支援を担う人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> （1）DV被害者支援対応マニュアルの活用 （2）加東市DV防止ネットワーク会議の開催 	
		2. 関係機関との支援体制の強化	-	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者や高齢者、性的少数者など、様々な課題を抱えている被害者が相談しやすい環境整備が必要。 			<ul style="list-style-type: none"> （1）警察や県など関係機関との支援体制の強化 （2）広域的な被害者支援の実施 （3）民間の被害者支援団体との協働 	
		3. 支援を担う人材の育成	-	-			3. 支援を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> （1）職員に対する教育の実施